鳥獣被害防止総合対策交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて 正誤表

| 頁 | 誤 | 正 |
|----|-----------------------|--------------------|
| | 第1 趣 旨 | 第1 趣 旨 |
| 1頁 | 鳥獸被害防止総合対策交付金 | 鳥獣被害防止総合対策交付金 |
| | による鳥獣被害防止総合支援事 | による鳥獣被害防止総合支援事 |
| | 業及びジビエ利用拡大加速化支 | 業、鳥獣被害防止対策促進支援 |
| | 援事業(鳥獣被害防止総合支援 | 事業(中山間地域等鳥獣被害防 |
| | <u>事業)</u> (以下「本事業」とい | 止施設整備事業)及び鳥獣被害 |
| | う。)の実施については、鳥獣 | 防止施設整備促進支援事業(以 |
| | 被害防止総合対策交付金実施要 | 下「本事業」という。) の実施 |
| | 綱(平成20年3月31日付け19生 | については、鳥獣被害防止総合 |
| | 産第9423号農林水産事務次官依 | 対策交付金実施要綱(平成20年 |
| | 命通知。以下「要綱」とい | 3月31日付け19生産第9423号農 |
| | う。)及び鳥獣被害防止総合対 | 林水産事務次官依命通知。以下 |
| | 策交付金実施要領(平成20年3 | 「要綱」という。)及び鳥獣被 |
| | 月31日付け19生産第9424号農林 | 害防止総合対策交付金実施要領 |
| | 水産省生産局長通知。以下「要 | (平成20年3月31日付け19生産 |
| | 領」という。) に定めるところ | 第9424号農林水産省生産局長通 |
| | によるもののほか、この事務取 | 知。以下「要領」という。) に |
| | 扱いの定めるところによる。 | 定めるところによるもののほ |
| | | か、この事務取扱いの定めると |
| | | ころによる。 |